

平成 26 年 4 月 28 日

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

文部科学大臣

厚生労働大臣

殿

## 保育施設等における事故防止に関する要望書

赤ちゃんの急死を考える会<sup>1</sup>

会長 櫛 毛 富久美

副会長 小 山 義 夫

平成 25 年 12 月 26 日に開催された子ども・子育て会議において、**保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応について「①特に重大な事故に係る情報の集約、公表 ②今後、類似の事例が発生することを防止する観点から、当該事故情報の分析、フィードバック（周知） ③事故再発防止のための支援や指導監督 などについての行政の取り組みのあり方等について、速やかに検討していくこととする。」**との国の方針が示されました。

また、平成 26 年 1 月 31 日に厚生労働省より保育施設における事故報告集計が公表されましたが、昨年 1 年間に過去最多となる計 19 件の死亡事故が発生しており、認可保育所と認可外保育施設の死亡事故発生率にも大きな差がある<sup>2</sup>ことが明らかとなりました。

保育施設等における事故防止に関しては、子ども・子育て会議において活発な議論が行われるとともに、報道機関や日本弁護士連合会によってもその必要性が指摘されており<sup>3</sup>、国のレベルで事故に影響を及ぼしている要因を探り、事故防止を図る仕組みづくりに早急に取り組むことが求められています。

こうした一連の経緯をふまえ、保育施設等における事故防止を図るため、下記事項を要望いたします。

### 1. 保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応について具体的な検討を行う専門家会議を早急に設置し、平成 27 年度の新制度実施までに一定の結論が得られるようにしてください。

平成 25 年 12 月 26 日に開催された子ども・子育て会議において示された国の方針の具体化を図るために、保育士、医師、弁護士などの専門家が参加する検討会議を早急に設置してください。

なお、検討にあたっては、死亡事故の発生件数・発生率ともに認可保育所よりも認可外保育施設の方が大きく上回っている現状をふまえ、確認制度の対象施設・事業のみならず、認可外保育施設を含むすべての施設・事業を対象としてください。

また、保育施設等における SIDS（乳幼児突然死症候群）の発生と保育環境（うつぶせ寝や母子分離不安）との関連性が専門家より指摘されていることから、病気や原因不明の場合の対応についても検討対象としてください。

### 2. 重大な事故の調査・検証の進め方等に関するガイドラインを作成してください。

死亡事故等の重大な事故の再発防止に取り組むためには、重大な事故の事例から得られる教訓を全国的に共有する仕組みを構築することが必要であり、行政による事例の調査・検証が欠かせません。しかし、行政によって重大な事故の調査・検証が行われることはほとんどなく、適切な保育が行われていない状況下で死亡事故が発生した場合でも病死扱いとして他の要因を調査・検証しない事例がみられるのが現状です。

都道府県や市町村に事故の調査・検証の進め方に関するノウハウがないことも指摘されていることから、今後、行政による事例の調査・検証を確実に実施していくためには、行政の責務を法令で規定するとともに、調査・検証の進め方等に関するガイドラインを国のレベルで整備する必要があると考えられます。

したがって、上記1における検討にあたっては、重大な事故の調査・検証の進め方等に関するガイドラインの作成についてもあわせて検討項目としてください。

なお、重大な事故の調査・検証については、保育の実施主体である市町村の指導監督権限を都道府県が有することから、都道府県が主体となって実施することが適当であると考えられます。

### 3. 児童福祉行政指導監査実施要綱をはじめとする保育施設等の指導監督基準の抜本的な見直しを実施してください。

子ども・子育て支援新制度においては、多様な事業主体の参入を前提に保育の受け入れ人数を増やす方向性が示されていますが、こうした「事前規制から事後規制」の流れの中で事故防止に取り組むためには、行政による施設・事業の指導監督体制を強化することが不可欠であると考えられます。

したがって、行政による施設・事業の指導監督体制をこれまで以上に充実させる方向で、都道府県と市町村の役割分担の見直しや、国による自治体の支援を検討し、児童福祉行政指導監査実施要綱をはじめとする保育施設等の指導監督基準の抜本的な見直しを実施してください。

### 4. 全ての保育施設等について、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」への加入が図られるようにしてください。

不幸にして事故が発生した場合には、保育施設等の円滑な運営及び被害者の救済のために、保育施設等の過失責任と関係なく被害者に給付金が支払われる仕組みが不可欠です。このような仕組みとして、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」がありますが、認可外保育施設は加入対象とされておらず、子ども・子育て支援新制度における新たな保育事業についても加入対象とされない可能性があります。施設や事業の種別によって、子どもの事故の補償について格差が生じることのないよう、全ての保育施設・事業等について、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」への加入が図られるようにしてください。

以上

- 
- 1) 当会は、保育施設などで乳幼児を事故により亡くしたり、重度障害を負ったりした遺族・家族と、それを支援する弁護士を正会員とする会である。
  - 2) 平成26年2月28日に読売新聞に掲載された田中哲郎氏の試算によると、0歳の死亡事故は園児10万人当たり認可施設0.69人に対し認可外施設38.59人。(発生率に約56倍もの差)
  - 3) 平成25年4月19日東京新聞社説、平成25年10月27日読売新聞特集記事、平成25年10月31日朝日新聞社説、平成26年1月29～31日読売新聞特集記事、平成26年2月28日読売新聞記事、平成25年11月21日日本弁護士連合会「子どもの安心・安全に成長発達する権利を保障するため、保育施設・事故での死亡事故への対策を求める意見書」